



**JASDAQ**

平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 滝 沢 ハ ム 株 式 会 社  
代表者の役職名 代表取締役社長 瀧澤 太 郎  
本 店 所 在 地 栃 木 県 栃 木 市 泉 川 町 556  
( J A S D A Q ・ コード番号 : 2 2 9 3 )  
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 山 口 輝  
電 話 番 号 0282-23-5640

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、定款一部変更に関し平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除することができる旨、および社外取締役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に基づき社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を第31条に新設するものであります。なお、この規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除することができる旨、および社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に基づき社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を第42条に新設するものであります。

会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条に基づき会計監査人との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を第47条に新設するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示す)

現 行 定 款	改 正 案
第 1 条 ～ 第 30 条 条文省略 (新 設)	第 1 条 ～ 第 30 条 現行どおり  <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 31 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

